多重債務者等心の健康相談（山梨県自殺防止センター）

【概　要】
法テラスで実施している無料法律相談者に合わせ、月2回、多重債務者等に対して心の健康相談を実施。生きがいを感じながら活躍できるよう心身の健康の保持、増進を図る。

【大綱の分類】
5 心の健康を支援する環境整備と心の健康づくりを推進する
7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組
8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

【政策パッケージ分類】
基本4　生きることの促進要因への支援　2）自殺未遂者等への支援
重点2　勤務・経営　5）経営者に対する相談事業の実施等
重点3　生活困窮者　1）相談支援、人材育成の推進
重点4　無職者・失業者　1）失業者等に対する相談窓口の充実

【事業実施年度】2020 年

【事業予算】￥268,000

【利　点】
▼弁護士相談にあわせて心の健康相談をワンストップで提供できる。
▼来所される方の中には、何らかの心の問題を抱えた自殺のハイリスク者も多いため、必要な支援につなげることで、自殺を防止することができる。

【実施に至るまで】
①平成 22 年度～「休日の弁護士会」の法律相談にあわせて保健師による心の健康相談を開始
②平成 25 年度～法テラス山梨で実施されている無料法律相談とあわせて保健師による心の健康相談を実施
▼具体的な取り組み
・法テラスが実施する無料法律相談のうち、毎月第 2、第 3 火曜日（午後）保健師等が出向き来所した人へ声をかけ、希望者に対して面接による健康相談を行う。継続した支援が必要な場合には、市町村や地域包括支援センターなどの関係機関、医療機関等に繋げる。
・当センターが関わっている相談者のうち、法テラスと連携が必要な事例や法テラスの継続相談者で関係機関等と連携が必要な事例がある場合には、法テラスと自殺防止センターが連携を図り必要な機関に繋げる。
▼令和 2 年度　実績
・心の健康相談実施回数は年間 21 回、うち、健康相談者は 26 人（22.8%）で男性(23%)女性(77%)、1 回の相談者数は 1～3 人である。
・相談内容は、健康問題（精神疾患）28.6%、健康問題（身体疾患）21.4%、経済・生活問題 18.6%であった。
・具体的な相談内容は、精神的不調や身体的不調、身体の病気の悩み、夫婦関係の不和の内容が多かった。

【成　果】
▼弁護士の相談を受けることで、解決の糸口や進むべき方向性が見出して安心した思いがきかれた。

▼心の健康相談で、今まで吐き出せなかった思いを表出し涙する方もおり、話を傾聴しながら　思いや考えを一緒に整理した。
▼他機関への紹介・連携ケース数　延べ17件
▼「死にたいと思ったことがある」「自分はいない方がよい」といった自殺に関する思いを確認できた事例が6件あり、市町村保健師や精神科医療機関、自殺防止センター、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談機関を紹介する事例も多かった。
夫婦間トラブルによる離婚や上司からの暴力やハラスメント、生活苦で医療費を払えず借金している、産後うつ病、遺産相続等から精神的、身体的問題などに影響された相談が多い。
▼リスクの高い人に直接心の健康相談についての窓口を紹介する機会となっている。
▼法テラスと自殺防止センター間で連携した事例
・自殺防止センターの相談者で、自殺未遂歴があり、経済的に困窮し多額の借金がある事例を法テラスの無料弁護士相談に繋げ、弁護士の支援に繋げることができた（1件）。
・法テラスから、自殺防止センターへの相談事例（1件）
精神障害の父親から経済的虐待を受けている事例であったが、既に市町村や女性相談所、弁護士会の無料法律相談機関が関わっているケースであったが、本人からの直接の相談がなかった。

【補　足】
▼特になし

【課　題】
▼当該事業の成果はあるものの、月に2回の相談で1日の相談者は平均1～3人であり、心の健康相談を希望せず相談者が0人の時もある。事業ニーズはあるが、相談日を増やすことは、当センターのマンパワーの関係で月2回が限界と思われる。

【事業種別】　相談支援事業
【準備期間】　2日
【人　　数】　1人
【人口規模】　806,210人
【財政規模】　445,137,451,000円
【自治体負担率】50%（精神保健費等国庫補助金）
【事業対象】　一般県民
【支援対象】　多重債務者等
【委託の有無】　なし
【実施主体・問合せ先】山梨県立精神保健福祉センター（自殺防止センター）
TEL：055（254）8644
Mail:seishin-hk@pref.yamanashi.lg.jp

【参考資料・文献】
▼特になし